

1. 件名「新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（柏崎刈羽6、7号機（159）」

2. 日時：平成29年8月21日 18時00分～18時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階 企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

村上安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、櫻井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 課長 他5名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」における火災の影響軽減のための系統分離について、区分Ⅰのみ使用可能となった場合に、低温停止を達成するための使用可能な系統について再度説明があった。

（2）原子力規制庁から、今後必要に応じて指摘等行っていく旨伝えた。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年8月21日提出資料と同じ）

・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について